

第9回協議会 三月十一日(火)

場所

一の宮町／就業改善センター会議室

協議事項

○小委員会の設置について

「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」について、各町村から推薦された三名ずつ、計十二名の委員が承認されました。

○協議第十四号の二 納税組合・各種奨励金の取扱いについて(継続)

全期前納報奨金制度を継続させるか、廃止するかについて意見が分かれ、後日再協議することとされました。

○協議第十五号 姉妹都市の取扱いについて(継続)

姉妹都市については、前回一度白紙にもどしてはどうかという意見が出され継続協議となっていました。清算するものや継続させるものを調整したうえで、新市において新たに存続について検討するということと承認されました。

○協議第十六号 国際交流事業の取扱いについて(継続)

国際交流事業も、姉妹都市と同じく新市において新たに存続について協議することとされましたが、児童生徒を対象とした交流事業について

は、新市においても事業を実施するという事で承認されました。

○協議第十八号 新市建設計画(将来ビジョン)について

原案どおり承認されました。この将来ビジョン(骨子)は、各家庭に配布させていただきます。

○協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について

関係委員会と協議をしたうえで調整したいという意見が出され、継続協議となりました。

○協議第二十号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

各町村の農業委員会正・副会長会議で再度協議いただいたうえで決定したいという意見が出され、継続協議となりました。

○協議第二十一号 学校教育関係の取扱いについて

原案どおり承認されました。

①財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いのうち、財産区や公有財産の取扱いについて次のように提案しています。

財産区は、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体です。現在一の宮町に財産区がありませんが、合併の趣旨から新しい財産区は設置せず、一の宮町の既存の財産

区についてはそのまま新市に引き継ぐことで提案しています。

区についてはそのまま新市に引き継ぐことで提案しています。

部落有林等(純部落有林を除く。)で各町村の権利義務に関わるものについては、実態を調査したうえで新市に引き継ぎます。

公有財産についても新市に引き継ぎますが、山林・原野については、その保全に努めることとし、使用・処分等の権利関係については、合併前の旧町村の慣行を適用し新市に引き継ぐことで提案しています。

②一般職員の身分の取扱いについて

一般職員の身分については、合併特例法第九条の規定に基づき新市に引き継ぐこととしています。職員の

給与や職の設置等については合併までに調整を行いながら、統一を図る予定です。

職員の条約定数は現在4町村で六三七人ですが、行財政の効率化等により職員実数は五六三人(△七四人)におさえられています。合併時の職員定数については、合併時の職員定数とすることとし、合併後はさらに、定員モデルや類似団体等を目標としながら定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めていくことにしています。

③特別職等の身分の取扱いについて

三役及び教育長、議会、教育委員会等の各種委員会委員の人数、任期

